

同等品確認書について

1 同等品の定義

同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能等が仕様書に示す例示品と同等以上のものをいう。

2 同等品の確認方法

同等品により入札等に参加を希望する場合は、開札日の5日前（土日祝日を除く）の正午までに、次の書類を発注課へ提出すること。

- (1) 同等品確認書（別紙）
- (2) 同等品候補の規格・品質・性能等が確認できるカタログ等の写し

3 同等品の確認結果

同等品確認書（別紙）に「承認」または「不承認」を記載し、入札に参加予定の全員へFAXにより通知します。※提出者名は通知しません。

4 注意事項

- (1) 同等品の承認を受けた物品については、同等品確認書（別紙）を提出していない者でも入札することができます。
- (2) 調達予定物品以外の物品で入札に参加を希望する場合は、必ず同等品確認書の提出が必要です。
- (3) 同等品の承認を受けていない物品で、入札書を提出することはできません。落札後に承認を受けていないことが判明した場合は、指定品（調達予定物品または承認を受けた同等品）を納入していただきます。指定品が納入できない場合は、違約金の徴収や指名停止措置を科す場合があります。